平成 21 年 11 月 30 日

公　　告

一般社団法人廃棄物資源循環学会第１１期役員選挙について

一般社団法人廃棄物資源循環学会
会長　山本　和夫

一般社団法人廃棄物資源循環学会定款第 17 条第 1 項の規定に基づき、総会において選任される一般社団法人廃棄物資源循環学会（以下「学会」という。）第 11 期役員の候補者（役員候補者）の選任のため、学会役員候補者選任に関する規程第 6 条の規定による選挙を以下のように実施します。

１　選挙の予定

・選挙管理委員会の設置	平成 21 年 12 月上旬
・告示	平成 22 年 1 月下旬
・投票	平成 22 年 3 月上旬～3 月下旬
・開票	平成 22 年 3 月下旬（投票締切日の翌日）
・選挙結果の承認	平成 22 年 5 月下旬（平成２２年度総会）

２　選挙の対象となる者(役員選挙候補者)の選任

学会役員候補者選任に関する規程第 6 条の規定に基づく選挙の対象となる者(役員選挙候補者)の選任は、次によります。

正会員 10 名以上の推薦をもって立候補した者

※役員選挙候補者選任についての具体的な日程につきましては、廃棄物資源循環学会誌、廃棄物資源循環学会ＨＰ及び学会メールニュースでお知らせします。

３　選挙権者及び被選挙権者の資格並びにその数

この選挙の有資格者及びその数は、平成 21 年 9 月 30 日までに本年度までの会費を納入した正会員 2,454 名です。

４　留意事項

役員（理事及び監事）選任者は、学会の運営に責任を持つことは従前と同様ですが、既存の法人格を有する他学会と同様に、特に重要な点は、法人に対して無限の損害賠償責任等を負うこととなります。また、監事は理事会への出席義務があります。

選挙は、有権者（平成 21 年 9 月末日現在で会費を納入している正会員）の立候補により行われますが、立候補にあたりましては、上記に充分ご留意ください。

以上